

◎新潟県告示第522号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、胎内市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月27日（月）	午前10時から正午まで	胎内市役所本庁車庫	胎内市全域
5月28日（火）	午後1時から3時30分まで		
5月29日（水）		胎内市役所黒川庁舎車庫	
5月30日から令和7年3月14日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、同月31日、令和7年1月2日及び同月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会